

- 208 光文 株式会社光文書院 東京都千代田区五番町14
- 211 知由 知由出版株式会社 東京都京都市上京区小川通丸太町上ル上野台町340
- 212 桐原 株式会社桐原書店 東京都杉並区高円寺南2の44の5
- 215 扶桑社 株式会社扶桑社 東京都港区海岸1の15の1
- 216 支援セ 社会福祉法人支援センター 東京都杉並区上狭2の37の10 4階
- 217 田点 社会福祉法人日本京字 東京都新宿区西田馬場1の233の4 区豊船
- 218 京詩 株式会社京都書房 京都府京都市伏見区深草7丁目5
- 219 中規 中央法規出版株式会社 東京都渋谷区代々木2の27の4
- 220 スケリ 株式会社フオーネンス 愛知県名古屋市中千種区坂が丘292 クラウンプレイ事業部
- 221 明成社 株式会社明成社 東京都世田谷区池原3の21の29
- 222 日新 株式会社日本書館新社 東京都文京区小石川4の14の24

○国土交通省告示第百十七号  
 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第332号)第九十四条の規定に基づき、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成十三年国土交通省告示第百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一号イ中「ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条第一号から第三号までの規定)によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。」を削り、同(1)中「令」を「建築基準法施行令(以下「令」という。)(第一号イ中「ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)(第八十二条第一号から第三号までの規定)によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。」を削り、同(3)の表を次のように改める。

建築物の部分	積雪時		積雪時以外	
	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)
土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$
合(一)項に掲げる場合以外の場合	$\frac{1.43F_{cv}}{3}$	$\frac{1.6F_{cv}}{3}$	$\frac{1.1F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$

この表において、 $F_{cv}$ は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)を表するものとする。

第一第二号口中「ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定)によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。」を削り、同(3)の表を次のように改める。

建築物の部分	積雪時		積雪時以外	
	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	長期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対するめりこみの許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)
土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$	$\frac{1.5F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$
合(一)項に掲げる場合以外の場合	$\frac{1.43F_{cv}}{3}$	$\frac{1.6F_{cv}}{3}$	$\frac{1.1F_{cv}}{3}$	$\frac{2F_{cv}}{3}$

この表において、 $F_{cv}$ は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)を表するものとする。

第二中「ただし、」の下に「土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。以外について、」を加え、第三第二号の表一を次のように改める。

強度等級	基準強度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)		幅方向
	$F_c$	$F_t$	
E一七〇―F四九五	三八・四	三三・五	四九・五
E一五〇―F四三五	三三・四	二九・二	四三・五
E一三五―F三七五	二九・七	二五・九	三七・五
E一二〇―F三三〇	二五・九	二二・四	三三・〇
E一〇五―F三〇〇	二三・二	二〇・二	三〇・〇
E九五―F二七〇	二二・七	一八・九	二七・〇
E八五―F二五五	一九・五	一七・〇	二五・五

積層方向(それ向の厚さ)に集材の長さ(単位:センチメートル)が対向する集材の規格(五、四、三、二、一)の左欄の数値を乗じて、右欄の数値とする。

強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E一四〇一F四二〇	三一・七	二七・七	四二・〇	二八・五	二七・〇	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E一六〇一F四八〇	三六・五	三一・八	四八・〇	三四・五	三一・八	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E一四〇一F四二〇	三一・七	二七・七	四二・〇	二八・五	二七・〇	

第三第二号の表三を次のように改める。  
表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	ME二一〇一F三三〇	二〇・二	一七・六	三三・〇	一一・七	一一・七	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	ME一〇五一F三〇〇	一七・九	一五・六	三〇・〇	一一・七	一一・七	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	ME九五一F二七〇	一六・六	一四・五	二七・〇	一一・一	一一・一	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	ME八五一F二五五	一五・九	一三・九	二五・五	一一・〇	一一・〇	

第三第二号の表二を次のように改める。  
表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E七五一F二四〇	一七・六	一五・三	二四・〇	一五・六	一五・六	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E六五一F二二五	一六・七	一四・六	二二・五	一五・〇	一五・〇	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E六五一F二二〇	一五・三	一三・四	二二・〇	一一・六	一一・六	
強度等級	Fc		Ft		Fb		幅方向
	E五五一F二〇〇	一三・三	一一・六	二〇・〇	一〇・二	一〇・二	

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表一に規定する強度等級を表すものとする。  
以下表二、表三及び表四において同じ。

四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一九〇一F六一五	五〇・三	四三・九	六一・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一七〇一F五四〇	四四・六	三八・九	五四・〇	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一五〇一F四六五	三九・二	三四・二	四六・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一三五一F四〇五	三三・四	二九・二	四〇・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一一〇一F三七五	二八・〇	二六・三	三七・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E一〇五一F三四五	二六・〇	二四・五	三四・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E九五五一F三一五	二四・三	二二・七	三二・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E八五五一F三〇〇	二二・三	二一・二	三〇・〇	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E七五五一F二七〇	二〇・六	一九・四	二七・〇	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E六五五一F二五五	一八・六	一八・〇	二五・五	
四枚以上	Fc		Ft		Fb
	E五五五一F二二五	一八・六	一六・二	二二・五	

第三第二号の表四を次のように改める。  
表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	Fc		Ft		Fb
	E二二五一F三六〇	二八・二	二四・六	三六・〇	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E二一〇一F三一五	二四・五	二二・三	三一・五	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E一〇〇一F二八五	二二・一	一九・三	二八・五	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E九〇一F二五五	二〇・七	一八・一	二五・五	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E八〇一F二四〇	一八・五	一六・二	二四・〇	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E七〇一F二二五	一六・六	一四・五	一九・五	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E六〇一F二一〇	一五・七	一三・七	一八・〇	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E六〇一F二〇五	一四・三	一二・五	一六・五	
強度等級	Fc		Ft		Fb
	E五〇一F一七〇	一二・二	一〇・六	一四・〇	

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側（以下「引張り側」という。）において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

（それぞれ数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位メートル）が対応する）  
（それぞれ数値に、集成材規格第五条表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする）

第三第一号の表七を次のように改める。  
表七 集材のせん断の基準強度

樹 種	積層方向	幅方向	一枚		三枚	
			基準強度(単位につきニュートン)	平方ミリメートル	基準強度(単位につきニュートン)	平方ミリメートル
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき及びアピトン たも、しおじ及びにれ	四・八	四・二	E一九〇―F五五五	四五・八	四〇・三	五五・五
			E一七〇―F四九五	四〇・五	三五・六	四九・五
	四・八	四・二	E一五〇―F四三五	三五・六	三一・四	四三・五
			E一三五―F三七五	三〇・四	二六・七	三七・五
	四・二	三・六	E一二〇―F三三〇	二七・四	二四・一	三三・〇
			E一〇五―F三〇〇	二五・五	二二・四	三〇・〇
	四・二	三・六	E九五―F二八五	二三・六	二〇・八	二八・五
			E八五―F二七〇	二二・一	一九・五	二七・〇
	四・二	三・六	E七五―F二五五	二〇・三	一七・八	二五・五
			E六五―F二四五	一八・八	一五・〇	二二・五
	四・二	三・六	E五五―F二四〇	一六・九	一四・九	二二・五
			E四五―F二二五	一五・八	一三・五	二〇・〇

ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くるまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びホワイトサイプレスパイン	三・六	二・〇
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン及びべいつが	三・三	二・七
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロツジポールパイン、ボンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、ジャックパイン及びラワン	三・〇	二・四
すぎ及びべいすぎ	二・七	二・一

# 官 庁 報 告

## 官 庁 事 項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

### 目次

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
  - (一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - (二) 歳入の概要
    - 1 地方税
    - 2 地方譲与税
    - 3 地方特例交付金等
    - 4 地方交付税
    - 5 国庫支出金
    - 6 地方債
    - 7 使用料及び手数料
    - 8 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳
  - (一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - (二) 歳出の概要
    - 1 給与関係経費
    - 2 一般行政経費
    - 3 地方再生対策費
    - 4 公債費
    - 5 維持補修費
    - 6 投資的経費
    - 7 公営企業繰出金
    - 8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
  - (三) 国庫支出金に基づく経費の総額

内閣